名古屋大学大学院理学研究科学位（課程博士）審査内規施行細則及び名古屋大学大学院理学研究科学位（論文博士）審査内規施行細則

（目　　的）
第１条　名古屋大学大学院理学研究科学位（課程博士）審査内規第７条及び名古屋大学大学院理学研究科学位（論文博士）審査内規第８条の規定に基づく学位審査に関する必要な事項は，この施行細則の定めるところによる。
（主　論　文）
第２条　主論文は，独創的研究を基礎とし，国際的学術雑誌に発表できる程度のものであって，主要な論文１編とする。
２　主論文は，単名で印刷公表されたもの又は１年以内に印刷公表されることを原則とする。ただし，主論文の印刷公表が，その論文の性質，量の点から困難であると研究科委員会が認めた場合は，副論文を添えて提出するものとする。
（副　論　文）
第３条　副論文は，主論文の主要部分を含むものとする。
２　副論文は，単名又は連名で印刷公表されたもの又は１年以内に印刷公表されることが決定したものとする。
（参 考 論 文）
第４条　参考論文は，専攻学術に関する能力を評価できる内容のものとする。
２　参考論文は，単名又は連名で印刷公表されたもの又は公表されることが決定したものとする。
（論 文 の 提 出）
第５条　論文の提出に当たっては，次の各号に定めるところによる。
一　主論文，副論文及び参考論文の順序に製本又はファイリングとする。
二　表紙には，主論文の題目（外国語の場合は，和訳を併記すること。）並びに氏名を記入する。
（学 位 申 請 書）
第６条　学位申請書の提出については，論文博士の学位を申請する者のみとする。
（論 文 目 録）
第７条　論文目録の提出に当たっては，次の各号に定めるところによる。
一　主論文の題目が外国語の場合は，和訳を併記する。
二　副論文又は参考論文を２編以上提出する場合は，当該論文の種類ごとに番号を記入する。
三　公表の方法及び時期については，主論文等の種類ごとに，当該論文を発表した著書名又は雑誌名並びに年月，巻及びページを国際的慣例に従って記入する。
（主論文の要旨）
第８条　主論文の要旨の記入に当たっては，次の各号に定めるところによる。
一　題目が外国語の場合は，和訳を併記する。
二　要旨は，主論文の内容を要約したもの約 4,000 字以内とする。
（履　歴　書）
第９条　履歴書の記入に当たっては，次の各号に定めるところによる。
一　最終学歴は，大学卒業から記入することを原則とし，大学院の課程にあっては，課程ごとに入学（進学）及び修了，修了見込み等を記入する。
二　研究歴は，研究期間及び○○大学等において，○○教授指導の下に○○○についての研究に従事等記入する。

附　則
この施行細則は，昭和 51 年２月 26 日から施行する。
附　則
この改正は，昭和 57 年５月 31 日から施行する。
附　則
この改正は，平成 28 年４月１日から施行する。
附　則
この改正は，平成 29 年４月１日から施行する。